

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、鳥栖市長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和 6 年 4 月 23 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 作業種類 公共測量（GNSS による 3 級基準点測量）
- 2 作業期間 令和 6 年 2 月 8 日から令和 6 年 3 月 8 日まで
- 3 作業地域 鳥栖市の一部